

告示

埼玉県告示第三百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、入西北部土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十一年四月二日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	森田精一	埼玉県坂戸市大字戸口四百四十八番地
同	加藤正勝	同 同 四百十六番地の一
同	金子福壽	同 同 四百二十六番地
同	山崎政義	同 同 四百三十九番地の二
同	福田正明	同 同 新ヶ谷三十三番地
同	大山正廣	同 同 東坂戸一丁目三番二〇六号
同	栗嶋常雄	同 同 大字東和田百七十五番地の一
同	松本均	同 同 沢木三百九十七番地
同	奥田操	同 同 三百八十六番地
同	中島英生	同 同 九番地一
同	大室正実	同 同 今西百二十三番地一
同	石川昇	同 同 北浅羽百五十八番地
同	大山邦行	同 同 百九十九番地
同	森相優	同 同 二百三十八番地
同	高橋秀雄	同 同 百五十二番地
同	田口豊	同 同 東松山市大字田木二百六十四番地
監事	渡邊佐京	同 同 坂戸市大字東和田百九十四番地一
同	比留間洋	同 同 長岡八十一番地
同	森田文明	同 同 戸口四百十五番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	森田精一	埼玉県坂戸市大字戸口四百四十八番地
同	加藤正勝	同 同 四百十六番地の一
同	山崎好典	同 同 四百三十七番地
同	村松謙次	同 同 四百四十九番地一

